PICK UP

高陽 支部

株大心





Instagram

代表取締役 大場 康平 広島市安佐北区口田南2丁目25-18 TEL. 082-841-4757 FAX. 082-841-4747

●メールアドレス: kous511024@gmail.com

●HP: http://daishin4866.com ●Instagram: daishin4866 hanko

事業内容的鑑各種·表札販売、名刺印刷、

結婚相談所(BIG・HEARTS)、ノベルティ-グッズ販売

当社は、昭和48年から印鑑販売を行ってきた会社です。 法人様から個人のお客様まで印鑑を販売いたしております。 最近では、店舗にて【結婚相談所事業】【姓名判断】【ノベルティー グッズ販売】に力を入れております。「BIG・HEARTS」という結 婚相談所を開設しています。真剣な結婚のお相手探しは当社を ご利用ください。その他、命名の際の画数、運勢を見て頂きたい

方は「姓名判断」/各種記念品や特別な プレゼントは大心の「ノベルティ-グッズ」をご利用ください。詳細は、当 社HPやInstagramをご覧ください! 皆様のご来店をお待ちしております!!







安芸太田

有木下商会

代表取締役 木下 義輝 広島県山県郡安芸太田町中筒賀1163-2 TEL. 0826-32-2046 FAX. 0826-32-2446 ●メールアドレス: hiro090516@hi3.enjoy.ne.jp

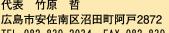
事業内容 LPガスの販売・自動車整備・ ガソリンスタンド・ガス・水道工事

この度、新規会員となりました(有)木下商会と申します。 弊社は1952年、自転車やバイクの修理販売業として創業しま した。地域貢献をモットーに皆様のニーズに応えるべく、今日に 至ります。現在では、自転車・バイク・自動車の修理販売。ガソリ ンスタンド・LPガスの供給販売。ガス工事・上下水道工事・住宅 リフォームを主に行っております。少しでも皆様が住みやすく 安心して暮らせるよう、頑張って参ります。



安佐

広島市安佐北区安佐町鈴張2588-2 TEL. 082-835-0028 FAX. 082-881-1802 ●メールアドレス: asa-roof2017@hb.tp1.jp



ゆたか農園

TEL. 082-839-2034 FAX. 082-839-3337 ●メールアドレス: 2sukekun@gmail.com



事業内容 屋根工事

みなさんはじめまして

安佐ルーフ代表の薮 日吉(やぶ ひよし)です。

屋根に関する工事全般を承っております。

屋根にたずさわり40年、時代によって素材・工法は変わっても、 丈夫で安心な屋根をお届けしたいという信念は変わりませ

屋根の事なら全日本瓦工事業連盟加入の当店へ何でもご相談く ださい。

【1級かわらぶき技能士】【瓦屋根診断士】【瓦屋根工事技師】が お伺いいたします。





事業内容 花や野菜苗の流通・生産・小売り

第1回フラワーフェスティバル(1977年)の花の塔に使用さ れた花の苗を生産・納品して以来「街に緑を窓辺に花を」をモッ トーとしております。これからもお客様に良い苗を良い状態で お届けしてまいります!



わたしたち地元企業にお任せください!!

安古市 支部

株典礼、社

代表取締役 吉村 浩信 広島市安佐南区大町東1丁目3-50 TEL. 082-879-4949 FAX. 082-879-1180 ●メールアドレス: mail@tenreisha.co.jp

事業内容。綜合葬祭業、霊柩自動車運送業



いつかは訪れる「もしも」のとき。弊社では 経験豊富なスタッフが24時間365日いつでも

対応いたします。 また「お葬式 のことがよくわ

からない」「どんな準備をすればいい のか」「費用はどれくらいか」などお 葬式についての様々な疑問や不安に 対しても「全葬連葬儀事前相談員資 格」を持つ弊社スタッフが、お客様の 立場に添って誠実かつ真摯に対応い たしますので安心してご相談くださ





祇園 支部

前川印刷株

代表取締役 清川 典史 広島市安佐南区長束1-1-14 TEL. 082-875-2113 FAX. 082-875-2407

●メールアドレス:info@mpr.co.jp HP: https://www.mpr.co.jp/

事業内容 水と空気以外の全ての物に印刷!

前川印刷株式会社は、安佐南区長束を拠点に、「水と空気以外の 全ての物に印刷」というモットーのもと、紙や布、木製品など幅広 い素材に対応した印刷サービスを提供しています。豊富な経験と 技術を活かし、お客様のニーズに合わせた高品質な印刷物を製造

しています。環境にも配 慮し、持続可能な事業運 営にも取り組んでいま す。広範な素材への印刷 サービスにより、お客様 のさまざまなプロジェ クトや商品の宣伝、ブラ ンディングに貢献して います。



北広島町

株平田組

代表取締役 吉本 和宏 広島県山県郡北広島町本地125番地 TEL. 0826-72-7478 FAX. 0826-72-3965

●メールアドレス: hirata09@themis.ocn.ne.jp

●Instagram:@hiratagumi9625 ●公式LINE:株式会社 平田組









事業内容 ・ 土木工事・水道施設工事・浄化槽新設工事・宅内上下水道施設工事、家屋解体工事・竹林整備

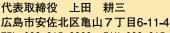


(株)平田組は、「地域と社会に貢献」を標語として掲げ、四代に亘り、公共工事(災害復旧、砂防 堰堤、上下水道工事)・民間工事(宅地造成、給排水工事)を長く携わってきました。昨年創設50 周年を迎え、社屋はリニューアルし、従業員も総勢20名となりました。また、安佐北区にも事業 を展開し、幅広く対応できるよう努めています。

これからも地域の皆様のお役に立てるよう頑張っていきます。ご連絡お待ちしております!



(株) K.Craft



TEL. 082-815-3903 FAX. 082-815-3903 ●メールアドレス: Ueda28224@orion.ocn.ne.jp



事業内容 左官・タイル・外構工事・その他建築工事一式

弊社は平成9年創業、令和2年4月に法人化し現在に至ります。 左官業を軸とし、建築工事全般を手掛けています。

左官業は、コテを使った創造性の ある職種で、日々追求し精度を上げ ることにやりがいを感じる仕事で す。長年培ってきた弊社独自の技術 を活かし、お客様が満足する仕上が りを提供します。

人材・規模を拡大し、左官業とい えば弊社の名前を挙げて頂けるよ う精進して参ります。

左官業に興味のある方は是非ご 連絡ください。



(株)農協プロパンセンター

代表取締役社長 只保 和幸 広島市安佐南区八木二丁目8番15号 TEL. 082-873-4477 FAX. 082-843-4700

●メールアドレス: npuropan@bz01.plala.or.jp HP: https://www.nokyopuropan.co.jp

事業内容 LPガス販売・保安業務、ガス器具販売、配管工事設計施工、リフォームなど

当社は、公共性の高いLPガスの供給事業者として「安全・安 心」を第一に、皆さまへの快適な生活の提供と地域社会の発展に 寄与することを目指して日々取り組んでいます。

災害に強く、クリーンなエネルギーのLPガスを上手に使っ

て、エコで快適な暮 らしを始めてみま せんか。24時間保安 体制で、皆さまの快 適ライフをサポー トしておりますの で、どんなことでも お気軽にご相談く ださい。



広島北税務署からのお知らせ

令和5年7月 定期人事異動

役 職	氏 名	役職	氏 名
署長	しげひろ たかのり 重廣 高典	筆頭副署長 (留任)	中戸 英生
副署長	ぶじわら ゆうすけ 藤原 裕祐	総務課長	大谷 貴志
法人課税 第一部門 統括官	吉村 昭信	審理専門官(留任)	下谷 満則
法人課税 第一部門 連絡調整官	****	総務 課長補佐 (留任)	須川 貴行

年末調整等に関するパンフレットの 送付に係るお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴 収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付し ておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項(昨年からの変 更点)や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。皆様 のご理解とご協力をお願いいたします。

~年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください~

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末 調整がよくわかるページ に掲載いたします。

消 税

インボイス制度 に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正 事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

免税事業者からインボイス 発行事業者になられた方

納税額を売上税額の

2割に軽減

詳しくは、P19

一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、 インボイス保存不要

詳しくは、P20

ポイン

すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、 返還インボイス交付免除

詳しくは、P20

これから登録される 免税事業者の方

登録希望日に

登録が可能に

詳しくは、P21



インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、 必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。 ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて 紹介しております。





インボイス発行事業者となる小規模事業者に 対する負担軽減措置 (2割特例)

通常

0

計算

方式》

選択

可能



インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられ た方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額 に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除 した残額の100分の80に相当する金額)とすることができることとなりました。 この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ

い計算 仕入税額の実額計算不要 方式》

【2割特例】

売上げに係る消費税額から

売上税額の8割

- を差し引いて納付税額を計算
- 業種に関わらず売上税額の
- 一律2割を納付
- 事前の届出が不要

【一般課税】

売上げに係る消費税額から

仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

仕入れや経費の額について、 実額で計算が必要

【簡易課税】

売上げに係る消費税額から

売上税額にみなし 仕入率を掛けた金額

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に応じたみなし仕入率 を使用
- 事前の届出が必要

適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者(消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者と なった場合を含む。)からインボイス発行事業者となった事業者
 - ➡ つまり「<u>基準期間(※)の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者</u>」が対象です。

- ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません -

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の 令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者∞前々年、法人∞前々事業年度

留意点

- -般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能 適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間



少額取引(1万円未満)について一定の帳簿 のみを保存することで仕入税額控除が可能



基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月~6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額(税込)が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合 それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品(合計1万2千円)を同時に購入した場合 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ



1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者 の方が対象!



インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合

買手



振込手数料相当額を 差し引いて支払い





返還インボイス



値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

の交付不要

対象期間

適用期限はありません(インボイス制度開始時より適用されます。)



インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



見直しつ

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出し た場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録 を受けたものとみなされます。

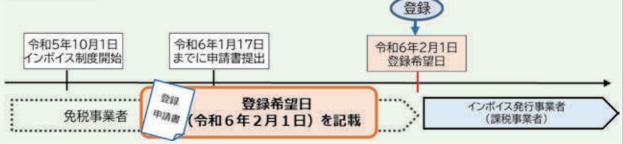
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通 知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方については お早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希 望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載す ることとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合 具体例



登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けた ものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登 録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合:翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合:翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン 説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く) (個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします)



税 庁 【法人番号】7000012050002